

参加者による中間時検証及び改良等

作成年月日：令和8年8月13日
作 成 者：三共水産(有) 代表 田中 保和

＜基本情報＞

協定の情報	協定の名称	きんめだい及びきだいにに関する東シナ海はえ縄漁業の資源管理協定		
	対象の水域	東シナ海海域		
	対象の水産資源	きんめだい太平洋系群（東シナ海海域）（資源管理基本方針別紙3-24）、きだい日本海・東シナ海系群（資源管理基本方針別紙3-23）		
	対象の漁業	東シナ海はえ縄漁業		
	協定の有効期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで		
検証の日程等	中間時検証（有効期間の2分の1）	終了時検証	備考	
	令和8年度	令和10年度		

＜取組の概要と評価（対象の水産資源ごとに作成）＞

対象の水産資源名		きんめだい太平洋系群（東シナ海海域）（資源管理基本方針別紙3-24）						
対象水産資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和6年)			対象資源の令和6年総漁獲量63トンに対し、協定参加者による漁獲量は37.9トンであり、約60%を占める。 総漁獲量資料：令和7（2025）年度キンメダイ太平洋の資源評価（我が国周辺の水産資源評価）					
資源管理の目標 及び取組内容等	資源管理の目標		国が行うきんめだい太平洋系群の資源評価の対象に東シナ海海域が追加されるまでの間は、国の把握する東シナ海において漁獲される同系群のデータから算出されるCPUEについて、直近年（2022年）の水準の値（355kg／日）とする					
	協定の取組内容及びその目的		漁業資源に対する漁獲圧を下げ、資源の維持・回復を図ることを目的として、漁業者が自主的に取り組む休漁として、3月1日から翌年2月末日までの間に合計70日以上を休漁日とする。 （本協定参加者の多くは、1航海10日～14日の操業後3日間程度の休漁日を設ける操業形態であることから、月に5日以上休漁日を設けることとする。また、漁獲圧を下げ資源回復を図るべく、年間休漁日を60日（月に5日）からさらに10日追加し、合計70日以上とする。）					
	その他の管理措置							
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外		単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	備考
	履行状況	-	○	○	取組中			※協定参加者の平均休漁日数。全参加者は年70日以上 の休漁を実施 ※休漁日数の実績が目標を上回っている主な理由は、人手不足に加え、サメ被害の増加により、休漁日数が増えたため
	参加隻数	隻	2	2	2			
	取組内容	日	70	70	70			
	取組実績	日	168※	248※	取組中			
資源状況	国は太平洋のキンメダイについて評価を行っているが、その対象は、関東沿岸から伊豆諸島周辺海域及び四国沖南方の海山域となっており、東シナ海海域は対象となっていない。 協定参加者のCPUEについては、令和6年漁期：446kg/日、令和7年漁期：408kg/日と資源管理の目標である335kg/日を上回っていることから、資源状態は良好と思われる。							
取組の評価	取組の効果が継続する							
	評価内容	CPUEも、国の資源管理基本方針で示されている管理目標（355kg/日）を上回っており、資源状態は良好であり、漁獲圧も適正と考えられることから、「取組の効果が継続する」と判定する。加えて、全隻、年間70日以上 の休漁を徹底しており、このことは漁獲が過剰となることを防いでいると考えれる。						
	取組の改良点等	本協定の参加者2隻のうち1隻については、本年4月末を持って廃業したことから、本協定自体も廃止することとした。						

＜取組の概要と評価（対象の水産資源ごとに作成）＞

対象の水産資源名	きだい日本海・東シナ海系群（資源管理基本方針別紙3-23）						
対象水産資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和6年)	対象資源の令和6年総漁獲量1,955トンに対し、協定参加者による漁獲量は3.9トンであり、約0.19%を占める。 総漁獲量資料：令和7（2025）年度キダイ日本海・東シナ海系群の資源評価（我が国周辺の水産資源評価）						
資源管理の目標及び取組内容等	資源管理の目標	国が行うきだい日本海・東シナ海系群の資源評価で示される資源水準について、中位以上とする。					
	協定の取組内容及びその目的	漁業資源に対する漁獲圧を下げ、資源の維持・回復を図ることを目的として、漁業者が自主的に取り組む休漁として、3月1日から翌年2月末日までの間に合計70日以上を休漁日とする。 （本協定参加者の多くは、1航海10日～14日の操業後3日間程度の休漁日を設ける操業形態であることから、月に5日以上休漁日を設けることとする。また、漁獲圧を下げ資源回復を図るべく、年間休漁日を60日（月に5日）からさらに10日追加し、合計70日以上とする。）					
	その他の管理措置						

履行の状況		単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	備考
	履行状況	-	○	○	取組中			※協定参加者の平均休漁日数。全参加者は年70日以上 の休漁を実施 ※休漁日数の実績が目標を上回っている主な理由は、人手不足に加え、サメ被害の増加により、休漁日数が増えたため
	参加隻数	隻	2	2	2			
	取組内容	日	70	70	70			
	取組実績	日	168※	248※	取組中			
資源状況	令和7年度の資源評価結果では、本系群の2024年の資源水準は高位、直近5年間（2020～2024年）の資源量指標値の推移から資源動向は横ばいと判断された。							
取組の評価	取組の効果が有り継続する							
	評価内容	全隻、年間70日以上 の休漁を徹底することで、漁獲が過剰になることを防ぐことができる。 国の資源評価でも資源水準は高位、動向は横ばいであるため、資源状態は良好であり、漁獲圧も適正と考えられることから、「取組の効果が有り継続する」と判定する。加えて、全隻、年間70日以上 の休漁を徹底しており、このことは漁獲が過剰となることを防いでいると考えれる。一方で、本協定の参加者2隻のうち1隻については、本年4月末を持って廃業したことから、本協定自体も廃止することとした。						
		取組の改良点等	本協定の参加者2隻のうち1隻については、本年4月末を持って廃業したことから、本協定自体も廃止することとした。					

<資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等>

判定	取組の効果があり継続する
検証内容	対象の2資源ともに「取組の効果があり継続する」であることから、協定全体としても「取組の効果があり継続する」と判定する。

※以下、該当する場合に作成

<資源管理協議会等による検証を受けての対応>

記載年月日： 令和8年8月26日

対応	なし（なお、本協定の参加者2隻のうち1隻については、本年4月末を持って廃業したことから、本協定自体も廃止することとした。残る1隻については、佐賀県知事認定の「佐賀県馬渡島地区におけるクエ、アカムツ等の延縄漁業に関する資源管理協定」に参加することし、現在の取組を継続することとした。）
----	---

資源管理協議会等による中間時検証

<資源管理協議会等による検証>

記載年月日： 令和8年8月26日

判定	「取組みの効果があり継続する」
検証内容	対象の2資源ともに、資源管理の目標を達成していること、取組内容について実績との間に著しい乖離はないことから、協定全体として「取組みの効果があり継続する」と判定する。